

令和5年5月1日付厚生労働省発出事務連絡において、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する各種臨時的取り扱いが示されました。

その内容に従い、過去に小山市が発出しました小山市の介護予防・日常生活支援総合事業（通所型・訪問型・介護予防ケアマネジメント）の臨時的取り扱いについては令和5年5月7日をもって全て終了となります。

以下、全て終了

新型コロナウイルス感染症に関連する小山市の介護予防・日常生活支援総合事業（通所型・訪問型・介護予防ケアマネジメント）の臨時的な取扱いについて(令和4年2月現在)

新型コロナウイルス感染症に関連する小山市の介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント）の臨時的扱いについて、お問い合わせの多いご質問を下記のとおり整理しましたのでご参照ください。

なお、総合事業に関する取扱いは保険者によって異なる場合があります。以下にお示しするのは小山市の被保険者（小山市内の住所地特例施設に入居中の住所地特例者含む）に関する小山市の見解です。他市町の被保険者の請求に関してご不明な点がございましたら必ず請求先の保険者にお問い合わせくださいますようお願い致します。

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業(休業要請・自主休業)を行った場合の報酬算定について

(答)

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、通所型サービス及び訪問型サービスが休業を行った場合は、休業期間分は日割り計算を行う。一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。

日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。

なお、休業の日に利用する予定だった利用者に対して、事業所が休業した日以外の日に振替えてサービスを提供したとしても、上記のとおり、事業所休業期間分の日割り計算の対象になるので注意すること。

問2 利用者が陽性者または濃厚接触者となり療養期間・健康観察期間中のサービス提供の必要性を検討した結果、サービスの提供は不要とされ総合事業（通所型・訪問型）のサービスを休止した場合のサービス費用は日割りになるのか。

（答）

療養期間・健康観察期間中に通所型サービス及び訪問型サービスの利用を休止した場合のサービス費用の請求に関しては、本人（および家族等）、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所、サービス提供事業者で話し合い、日割り計算で算定することも可能である。いずれにしても利用者（家族等）に対して十分な説明をしたうえで同意を得ること。

なお、1月の間に一度もサービスの利用が無かった場合にはその月の報酬は算定できない。

問3 事業所は営業していたが、利用者が濃厚接触者疑い等であることを理由に事業所側から利用者に一定期間のサービス利用を控えていただいた場合の報酬算定について

（答）

厚生労働省老健局発出「介護保険最新情報 Vol.920」に記載のあるとおり、新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由に該当しません。感染防止対策を徹底した上で必要な介護サービスの提供を継続してください。

問4 事業所は営業していたが利用者が新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止・感染予防を理由として通所型・訪問型サービスの利用をキャンセルした場合は日割り計算をするのか。

（答）

利用者からのキャンセルの場合は日割り計算は行わない。利用者には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・感染予防を理由としてサービスを利用せず、月の利用回数が減った場合でも月額報酬に対する自己負担額が発生することを説明すること。

なお、1月の間に一度もサービスの利用が無かった場合にはその月の報酬は算定できない。

問5 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、介護予防ケアマネジメント費の請求は可能か。

(答)

地域包括支援センター等において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整理を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、この取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、介護予防ケアマネジメント費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、地域包括支援センター等において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

なお、介護予防支援費においても同様の扱いとする。